

勅授

立案 昭和 年月 日  
決裁 昭和 年月 日

叙位 總長

故海軍中將 千田 貞敏 特旨 叙位 日 附 變更 の 件

宗秩 寮 總長

特令 昭和 五年 七月 十六 日

昭和 五年 七月 九 日 勅 授 叙 位 日 附 變更 の 件  
宗秩 寮 總長 官 報 登 載 済

官 内 省

官 内 省

丙 種 第 三 号

又 回 答 列 出

御 味 手 申 込 日 十 日

本 日 總 務 課 列 出 二 付 此 旨 又 對 答 列 出 臨 八 紙 一 回

宗秩 寮 總長 千 田 貞 敏 叙 位 日 附 變更 の 件

宗秩 寮 總長 千 田 貞 敏 叙 位 日 附 變更 の 件

宗秩 寮 總長 千 田 貞 敏 叙 位 日 附 變更 の 件

官 内 省

海軍中將千田貞敏特旨叙位日附變更の件

宗野塚藤子殿 五香小親公共

飛騨守 平 氏 日

又同 叙 位 日

立 派 叙 位 日

立 派 叙 位 日

昭和二十一年七月九日

内閣總理大臣吉田茂

吉田茂



故海軍中將千田貞敏特旨叙位日附變更の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年七月九日

内閣總理大臣吉田

茂



月

日

人因に第三九三號

案起 昭和三十一年七月

日 裁可 昭和三十一年七月九日 施行

決定 昭和三十一年七月九日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣事務官

贈

故海軍中將千田貞敏は長年に別紙頭書のことほつ特旨叙位が発令にあらんが今般同人の戦死日附の相違せることが別れらるるが今更現綜では多うが特旨叙位日附変更の儀上るるも良しと思ふ

内閣

内閣

海軍中將 田 貞 敏

昭和十九年八月二十五日 故海軍中將 從四位 千 田 貞 敏

右者頭書の通り特旨叙位として昭和二十一年三月十七日に追陞されたが、昭和十九年十二月二十五日戦死したことが判明したので、その叙位の日附を戦死の日に変更されたい。

海 軍

二復人扶秘第八號ノ二  
昭和二十一年六月二十五日  
復員廳第二復員局人事  
部 長  
内閣官房人事課長殿

二復人扶秘第八號ノ二

昭和二十一年六月二十五日

復員廳第二復員局人事

部 長

内閣官房人事課長殿



叙位日附更正について照會

六月二十五日復二秘人第七四號特旨叙位日附更正について申牒された左記の者は、頭書の日附で戦死之に對する特旨叙位として昭和二十一年三月十七日に追陞されたが、終戦に伴つて別紙記載の日附で戦死したものだとは判明したので特旨叙位發令日附を更正される様取計はれたい。  
追て位記は未受領である。

記

昭和十九年八月二十五日 海軍中將 千 田 貞 敏  
(昭和二十一年二月二十八日進達二復秘人第七四四號)

昭和十九年十二月二十五日  
ピアク島方面  
海軍中將  
千田貞敏

復二秘人第ニ四號

昭和二十一年六月二十五日

復員廳總裁 男爵 幣原喜重郎



內閣總理大臣 吉田茂 殿

海軍中將千田貞敏の叙位日附更正について別紙の通り  
申牒する。

海軍

丙  
三九

故海軍中將從四位 干田 貞敏

特旨ヲ以テ位一級追陞セララル

昭和五年七月十六日

敘正四位

昭和十九年十一月五日

右之通正四位宣下相成候條此旨及傳達候位記竝辭  
令ハ追テ可及回送候也

昭和五年七月十七日

宗秩寮總裁 侯爵 松平 康昌

才二復員所長

前田

稔殿

宮内省

二號野紙



宗拜寢懸錶千箇短香小瓶公共

宗拜寢懸錶千箇短香小瓶公共

御味三平メ月十メ日

命ハ眞ニ何又回致刻也

古之眞五箇宣不昧廻刻此旨又對表刻立請立籍

御味十平十二月五日

途五四立

御味一平メ月十六日

耕旨ヲ以テ立一懸眞型メレハ

又御味一平メ月十六日



